

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、研究員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 効率的な業務運営体制の確立 イ 効率的かつ柔軟な組織体制 独立行政法人産業医学総合研究所(以下「研究所」という。)は、研究部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる組織体制を維持し、プロジェクト研究及び競争的資金による研究を効率的に推進する。</p> <p>ロ 組織体制の見直し 内部評価委員会及び外部評価委員会の審議を踏まえて、さらに効率的な業務運営を目指し、また今期中期計画期間の終了後を視野に入れつつ、組織体制について見直しを図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>平成17年度計画を独立行政法人産業医学総合研究所(以下「研究所」という。)中期計画に基づき作成し、厚生労働大臣に届け出を行い、官報により公表した。これらを平成16年業務実績の評価結果及び平成16年度財務諸表等とともにインターネットにより公表した。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 効率的な業務運営体制の確立 イ 効率的かつ柔軟な組織体制 独立行政法人の22評価項目に加えて関連の14項目の業務担当者として部長を含む多くの職員を適材適所で任命し、理事長による研究所運営の迅速化と柔軟化及び効率化を図った。プロジェクト研究及び競争的資金による研究を各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループを組織して効率的に推進する組織体制を維持し、重点研究領域特別研究の6課題中5課題を複数の部の研究員が共同で実施した。同様に、研究所の研究員が代表者として獲得した文部科学省、厚生労働省の競争的資金等の15課題中9課題の研究を部外あるいは所外の研究者と実施した。</p> <p>ロ 組織体制の見直し 理事長の主導で新研究部長を任命し、さらに企画調整部と5研究部の14研究職員の配置換えを行った。また若手任期付き研究員としてオーストラリア国籍の1名を採用した(応募者数10名)。労働衛生の経験を有する研究職員を公募し、国立大学の現職教授1名を1月1日付けで採用し、また若手任期付き研究員2名を4月1日付けで採用することを決定した(応募者数19名)。</p> <p>平成18年度からの産業安全研究所との統合計画に対応するために両研究所の理事長以下の代表者が協議し、統合研究所の基本的な組織体制案を作成した。骨子は以下の通りである。(1)理事長の下に2部2研究所を置く。(2)両研究所は所長(役員)が担当するが、運営は総務と研究企画調整の両輪を軸として行う。(3)両研究所の基幹部門としてそれぞれ労働災害調査分析センターと国際情報・労働衛生研究振興センターを置く。(4)両研究所の研究グループの各1つを統合して産業安全と労働衛生の学際研究を進める。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">S</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	
<p>・研究所の組織の見直しを適宜行い、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。</p> <p>・研究員の採用に当たっては、採用情報の広報、公募による選考採用等資質の高い人材を広く求めるための適切な工夫を行っているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の22評価項目に加えて関連の14項目の業務担当者として部長を含む多くの職員を適材適所で任命し、理事長による研究所運営の迅速化と柔軟化及び効率化を図った。 プロジェクト研究及び競争的資金による研究を各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループを組織して効率的に推進する組織体制を維持した。 重点研究領域特別研究課題の3/5は、部の枠を超えたチーム編成で実施した。 平成17年度当初に、10名の応募者の中から選んだオーストラリア国籍1名を若手任期付き研究員として採用した。 平成17年度中に、19名の応募者の中から、専門性と緊急性が高い業務の推進が可能な専門家1名(国立大学教授)を採用した。さらに、この中から、2名を18年度若手任期付き研究員として採用することを決定した。 平成18年度からの産業安全研究所との統合計画に対応するために両研究所の理事長以下の代表者が協議し、統合研究所の基本的な組織体制案を作成した。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用に工夫がみられる(即戦力・国際化)。 部の枠を超えたチーム編成による研究効果に期待する。 部の枠を超えた柔軟なプロジェクトチームを編成するなど効率的な運営体制が確保されている。 研究所の統合化に向けた議論が活性化したこと評価できる。引き続き活発な議論を期待したい。 目標に対し適切に遂行されている。 プロジェクトチームを組んだことにより、成果がどのようにあがったかについての提示が今後なされるよう努められた。 理事長のリーダーシップの下、組織改正に伴う適切な対応がなされたこと評価できる。 組織の柔軟化及び運営の効率化に努めている。統合化に向けて組織体制案を作成している。 職位を超えた人員配置は評価できる。しかし、昨年は部の枠を超えたチーム編成が8割だったが、今年は3分の5となっている。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営の確立 (2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的モニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部研究評価システムを活用して研究進捗状況等を把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>イ 定期的に関催している部会に加え、所内イントラネット利用による相互通信機能を活用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理を効率的に行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ② 内部進行管理の充実 イ 調査研究業務の効率化 当該年度の第4四半期初めを目途に開催する内部評価委員会において、個人評価・研究課題評価システムを活用した研究進捗状況等の評価を行い、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>ロ 業務進捗状況管理の効率化 研究部は定期的に関催する部会をとおして研究業務の進行管理を行う。また、所内イントラネットを利用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理を効率的に実施する。さらに、今期中期計画期間の終了後を視野に入れ、所内の管理的業務等の効率化を図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ② 内部進行管理の充実 イ 調査研究業務の効率化(内部評価の充実化) 内部評価委員会を平成18年2月に開催し、重点研究領域特別研究、基礎的研究等の事前・中間・事後評価及び研究者個人の業績評価を行った。 今年度は個人評価法を以下の3点のように改善した。(1) 企画調整部長/研究部長の個人評価を初めて導入した。(2) 部長、研究職員共にそれぞれの評価者を3人制にして評価の妥当性、客観性及び公平性を高めた。(3) 個人評価項目としてこれまでの研究業績、対外貢献、所内貢献のほかに22の評価項目及びその関連項目(以下独法業務と略)を追加しこれらの合計点を最終評点とする方式を導入した。 内部評価委員会委員のほか外部評価委員会委員による評価結果を各担当者へフィードバックし、研究計画の修正等業務運営の改善等に反映させた。また、人事、研究費配分に反映させた。例えば重点研究領域特別研究の全7課題に対するこれらの評価結果に基づき次年度の研究費の配分額を200万円の範囲で増減させた。</p> <p>ロ 業務進捗状況管理の効率化 各研究部は部会により研究者個人の業務の進捗状況を定期的に管理した。なお、主な業務の推進に関して担当者を明示するとともに、職員の業務執行状況と仕事時間の配分をより的確に把握した。 所内業務に関する部内及び部間の進行管理について、所内LAN(コンピュータ通信ネットワークシステム)を活用し、業績及び予算執行状況の把握が随時可能な方策を講じた。また、所内LANを活用した申請システムにより研究倫理審査事務を効率化した。 独法の年度計画を迅速かつ効果的に遂行するために理事長と22の独法業務責任者を中核として意志決定をする効率的な業務進捗状況管理システムを充実させた。 全研究職員が出席する月例の研究集会で各研究職員が一年間の研究成果と内部評価規程の4項目の個人評価項目を報告し、理事長が講評・助言・指導・支援を行えるようシステムを改善した。 研究所の統合に向け、両研究所内部の業務進捗状況管理のために「業務管理会議」を導入して、これまでの部長会における「各研究部報告」のほかに「独法業務報告」と「企画調整部/国際情報・労働衛生研究振興センター報告」を含む包括的で効率的な内部進行管理システムを策定した。またLAN運営並びに総務のシステムの統一化を図った。 以上のほか、理事長は所内の役員会議、部長会議及び拡大部長会議(月例)、研究集会、業務集会等により、研究所全体の業務状況を把握し、所の業務を総合的に管理運営した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料3></p>

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> 研究業務及び研究外業務の進行状況のモニタリング結果を踏まえた改善措置が、研究管理及び業務運営に的確に反映される仕組みを整備しているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。 	<p>S</p> <p>(理由及び特記事項) ・個人評価法について、部長の個人評価を導入、評価者を3人制にし、評価項目に22の評価項目及びその関連項目を追加する等の改善を行った。 ・内部及び外部評価結果を各研究課題担当者へフィードバックし、例えば、重点研究領域特別研究の全7課題に対する評価結果に基づき次年度の研究費の配分額を200万円の範囲で増減させた。 各研究部は部会により研究者個人の業務の進捗状況を定期的に管理した。なお、主な業務の推進に関して担当者を明示するとともに、職員の業務執行状況と仕事時間の配分をより的確に把握した。 ・所内業務に関する部内及び部間の進行管理について、所内LAN(コンピュータ通信ネットワークシステム)を活用し、業務進捗状況の把握が随時可能な方策を講じた。また、所内LANを活用した申請システムにより研究倫理審査事務を効率化した。 ・独法の年度計画を迅速かつ効果的に遂行するために理事長と22の独法業務責任者を中核として意志決定をする効率的な業務進捗状況管理システムを充実させた。 ・研究所の統合に向け、両研究所内部の業務進捗状況管理のために理事長がリーダーシップを発揮できる包括的で効率的な内部進行管理システムを策定した。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・部の枠を超えたプロジェクトチームの活用、部長の個人評価、研究費の傾斜配分、事務効率化を進めた。 ・内部評価法改善の努力を評価したい。 ・評価結果に基づく研究費配分額の増減の効果を今後検証されたい。どこが取得したかは公表することを検討されたい。 ・研究評価が有効的に活用され、研究者へのフィードバックがされている。 ・理事長のリーダーシップの下で内部進行管理が段階的に進捗していることが認められる。 ・個人に対しては研究の進捗状況管理のみではなく、国外基準制定等への貢献等総合的に評価されていると考えるが、人的リソースの配分やそれに対する研究所としての見解を明確にすべきである。 ・インセンティブ雇用について成果が見えない段階である。 ・研究所の統合に向けた効率的な内部管理システムの実態とその効果は今後の課題である。 ・研究費配分を増やすなど、細かい対応が行われたことにより、より効率的な積極的に業務推進ができる体制が整えられた。 ・理事長のリーダーシップの基に、個人評価、評価結果の研究費への反映等を行っている。また、所内LANを有効に活用し、効率化に努めている。 ・個人評価システムへの工夫、さらに研究費配分として具体的増減のある点は研究者のインセンティブ向上策として評価できる。 ・理事長のリーダーシップは統合に向けて重要性が高いと考えられる。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3)業務運営の効率化に伴う経費節減 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成13年度の運営費交付金の最低限2%に相当する額を節減すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3)業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化等業務処理の効率化のための見直しを行い、経費の削減を図る。</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。</p> <p>ウ 上記ア及びイの措置を講じることにより、運営費交付金を充当して行う事業については、平成14年度以降の各事業年度については、平成13年度の運営費交付金額の少なくとも0.5%程度に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立</p> <p>③ 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 経費の節約 所内における文書の授受及び業務処理等については所内イントラネットを活用することにより、引き続きペーパーレス化を図る。</p> <p>ロ 業務処理の効率化 定型業務の外部委託化等により、引き続き効率化を図る。</p> <p>ハ 外部研究資金 関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的資金、受託研究等について積極的に応募する。</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与、技術指導への対価及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保に努める。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>③ 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 経費の節約 昨年度に引き続き一般競争入札の徹底を図ることにより経費の削減に努めた(16年度14件、17年度22件)。また、実験実施時期を調整して光熱水量の分散化を図るとともに、昼間消灯等により経費削減に努めた。また、引き続き所内LANを基幹とした電子メール、イントラネットの有効活用によりペーパーレス化を図った。</p> <p>ロ 業務処理の効率化 調査研究に係るデータの入力・整理や、定型的な検査業務、動物実験に伴う飼育管理業務等を必要に応じ外部へ委託するとともに、Industrial Health誌の編集事務作業の大半を外部委託した。その他、事務処理に係る業務も一部を外注することにより、引き続き業務処理の効率化を進めた。</p> <p>ハ 外部研究資金 国及びその他の団体等からの競争的資金や受託研究等に積極的に応募した。平成17年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤A、C、若手研究B及び特別研究員奨励費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金)、民間(受託研究)等からの合計15課題であった。</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行い、平成16年度の3件に対し本年度は6件の施設等外部貸与(有償)を実施した。資産貸付体制整備を行い、資産貸付フローチャートを新たに作成し、貸付業務の効率化を図った。 また、公的機関等への専門家派遣等の技術協力によって自己収入を得た。さらに、過年度作成したパンフレット「パソコン利用のアクションチェックポイント」を有償配布した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料2.4></p> <p style="text-align: right;"><添付資料5></p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、これらに関する経費を節減しているか。 ・業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。 ・経費比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の徹底、実験実施時期調整による光熱水量の分散化、昼間消灯等により経費削減に努めた。電気料については、前年度に対して3%節減した。 ・調査研究に係るデータの入力・整理や、定型的な検査業務、動物実験に伴う飼育管理業務等を必要に応じ外部へ委託するとともに、Industrial Health誌の編集事務作業の大半を外部委託した。 ・国及びその他の団体等からの競争的資金や受託研究等に積極的に応募し、科学研究費補助金等合計15課題の外部研究資金を獲得した。 ・6件の施設等外部貸与(有償)を17年度に実施した(16年度は3件)。 ・運営費交付金の支出は、中期計画に基づき適切に執行されている。 	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費節減にそれなりの努力がみられるが、外部資金の低下は遺憾である。 ・外部研究資金の獲得に一層の努力を期待する。 ・業務運営の効率化・経費節減を多面にわたって努力していることが認められる。 ・妥当と考えるが、外部研究資金の減少(対前年)に対する問題意識が低い。 ・Industrial Healthを日本で刊行する意義を明確にする必要があると思う。最先端の業績を発信するには、世界の中での関連雑誌との相対評価も大事である。外部委託の場合、これらの点に十分な関心を払う必要がある。 ・努力は認めるが、計画に沿った実績と判断される。 ・経費節減に努めている。外部研究資金の獲得に努めている。 ・研究所におけるIndustrial Healthの発行の意義は大きい。作業の外部委託は研究所でのこうした雑誌発行のあり方としても評価できる。研究者が研究に専念できる体制づくりを今後も進められたい。 ・経費の節減については、中期計画で目指した水準を達成した。受託収入、外部資金は昨年実績より減少している。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効利用を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 他の研究機関や大学等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用を進め、研究資源の効率的な活用を図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(2) 効率的な研究施設・設備の利用 研究資源の効率的活用を図るために、「労働衛生重点研究推進協議会」の活動、客員研究員との研究交流、産業医科大学との研究交流会等において、研究施設・設備の共同研究等による利用について、働きかける。 施設・設備の外部への有償貸与に関する規程（産業医学総合研究所資産貸付規程・実験施設等貸付要領）に基づき、ホームページへの掲載、「産医研ニュース」における広報等により外部貸与対象施設・機器の利用を働きかける</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(2) 効率的な研究施設・設備の利用 (a) 研究施設・設備の効率的かつ効果的な使用を促進するために、退職した研究員が使用していた研究室と大型研究機器を、理事長と担当部長の主導により、研究所全体の立場から部の枠組みを超えた再分配を実施した。また、新規採用した研究員が早期に研究の立ち上げができるよう、研究室、研究機器の使用等につき特段に配慮した。 (b) 研究施設・設備の効率的活用を図るために、外部の研究員等が共同研究等で所内の諸施設を利用できる旨を、ホームページ、産業医学総合研究所客員研究員交流会、所内研究員が主催する研究集会等で広報した。 (c) 資産貸付規程をもとに、外部貸与が可能な実験施設・設備を増やし、一覧(34件)をホームページ等で公告した。平成17年度には振動に係わる施設について6件の施設等外部貸与(有償)を実施した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料5></p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・研究施設・設備を効率的に活用するための仕組みを整備し、研究施設・設備の共同利用を促進しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究施設と大型の研究機器の共同利用及び有償貸与を積極的に広報し、下記の実績を挙げた。 ア 大型研究施設(振動に関わる実験施設)の共同利用が行われた。 イ 振動負荷装置について6件の有償貸与が実施された。 研究施設・設備の効率的かつ効果的な使用を促進するために、退職した研究員が使用していた研究室と大型研究機器を、理事長と担当部長の主導により、研究所全体の立場から部の枠組みを超えた再分配を実施した。 新規採用した任期付き研究員が早期に研究の立ち上げができるよう、研究室の配分等特段の配慮を行った。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償貸与など、改善の姿勢は認められる。 外部貸与が可能な施設・設備のリストからみると、実施件数が少ないように思われる。貸与促進の努力をされたい。 有償貸与が振動負荷装置のみであることから、他の研究施設の貸与にも力を注ぐことを望む。 共同利用、有償貸与について積極的に広報し、一部成果があがっていることを認めることができる。 計画に対し妥当な水準である。 施設・設備の効率的な運用の努力を評価する。 年度計画に即した実績とみなせる。 大型研究施設の共同利用、有償貸与に努め成果をあげてきている。 施設利用が進んだことは評価できる。貴重な施設が多いので、対応する研究員の負担など今後も方法を工夫しながら積極的に推進されたい。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握 労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康確保に資する目的で設立された独立行政法人として、職場で生じている労働衛生上の諸問題を的確にとらえ、労働現場のニーズに対応した調査及び研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や産業医、衛生管理者等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働衛生分野における我が国の中核的研究拠点として社会から付託されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを迅速且つ的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、産業界代表者、衛生管理者、産業医等から助言や要望等を伺うとともに情報交換を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(1) 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し、業務へ積極的に反映させるために、「労働衛生重点研究推進協議会」を開催し、関係団体、関係調査研究機関、大学及び労働衛生分野の学識経験者等より助言や要望等を伺うとともに、国内で実施されている労働衛生関連研究課題の登録制度による研究情報交換のための基盤整備を推進する。さらに、客員研究員制度を活用し、労働現場との意見交換の場を設けニーズ把握を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(1) 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し業務へ積極的に反映させるために以下の措置を講じた。 (a) 研究所が主宰する「労働衛生重点研究推進協議会」を平成17年7月と平成18年3月に開催するとともに、平成17年11月に第5回労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、関係調査研究機関、大学、行政、経営者団体、労働組合、職場の労働衛生管理者等、幅広い分野から助言、要望等を伺うとともに情報交換を行った。 <添付資料6、7、8> (b) 上記の協議会に関連して、旧労働省による「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した21世紀初頭10年間に実施すべき労働衛生の18優先研究課題に関する研究課題登録を引き続き行った。 また、協議会の事業内容を広めるためのパンフレットを作成し、産業衛生学会、日本経団連委員会及び全国産業安全衛生大会等で配布した。 国際労働衛生会議神経行動学分会シンポジウム及び日欧産業医学交流委員会主催セミナー等において日本の労働衛生研究戦略について講演を行った。 <添付資料9> (c) 厚生労働省安全衛生部の部議への出席(12回)及び「産業医学総合研究所研究推進連絡協議会」(年2回)、「客員研究員交流会」(年1回)、「産業医学総合研究所・産業医科大学産業生体科学研究所研究交流会」(年1回)を開催し、労働現場、行政、および学術上の研究ニーズを把握し、調査研究業務に反映させた。また、ホームページ、産医研ニュース及び一般公開・上記協議会シンポジウムにおけるアンケート等により国民から研究ニーズを収集した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・労働衛生に関する情報交換及び業務に対する意見・要望聴取のための会合を毎年度開催することにより、労働現場のニーズの的確な把握に結びつけているか。また、当該会合の結果を業務の改善に積極的に反映させているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・産学官の広範な分野から労働現場の研究ニーズを把握するため、「労働衛生重点研究推進協議会」第Ⅱ期2年目の活動として、年2回の協議会とシンポジウムを開催した。 ・「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した労働衛生の18優先研究課題に関する研究課題登録を引き続き行い、研究実施状況の把握に努めた。 ・インターネット及びウェブ・ページを使った情報収集とその解析を行い、その結果を素早く業務に反映できるシステムを構築した。 ・国際労働衛生会議神経行動学分会シンポジウム及び日欧産業医学交流委員会主催セミナー等において日本の労働衛生研究戦略について講演し、意見交換を行った。 ・以上により、今後の研究推進方策に関し意見要望を集めるとともに研究所の今後の研究課題設定で反映させた。 ・行政との連絡会議、客員研究員や産業医科大学との研究交流会等を定期的に開催した。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・それなりに努力している。 ・研究所にとって特に重要な第5回シンポジウムの参加者数が少なすぎると考える。もっと増やす努力が求められる。 ・情報収集とその解析のシステムが業務に反映できることを期待する。 ・他研究所・大学との積極的な連携によるニーズ把握に期待したい。 ・労働衛生重点研究推進協議会の運営継続は重要な取組である。その他部議や客員研究員交流会などが現場ニーズの把握に貢献することが期待される。 ・多様なニーズ把握への努力が見られるが、それらの間の位置づけや何を第一とするかといった戦略を持つことが必要である。 ・労働衛生重点研究推進協議会を引き続き運営する等、現場ニーズを把握し業務に反映している。また、広報に努めている。 ・現場の業務に素早く反映できるシステムは重要である。 ・インターネット活用は評価できる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ及び行政ニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる調査・研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1)プロジェクト研究 現在我が国が直面する労働衛生上の課題に対応するため、次の重点研究領域において、別紙1に示すプロジェクト研究(研究の期間、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 ア 有害因子等による健康影響の実態の調査及び健康管理手法の開発 イ 化学物質等の健康影響機序の解明及び有害性評価法の確立 ウ ストレス、疲労等の要因の解明及び職場環境の快適化 エ より精度の高い化学物質、物理因子等の測定法の開発及び作業環境管理・作業管理手法の開発</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ及び労働災害防止計画、科学技術基本計画等に示された行政ニーズを踏まえた社会的使命を果たすため、労働災害の発生状況、技術革新の進展状況、産業構造の変化、国内外の関連する研究の動向等を考慮し、以下の業務を実施する。</p> <p>(1)プロジェクト研究 中期目標において示されたプロジェクト研究を計画的に実施する。 なお、プロジェクト研究の実施期間については、それぞれの研究課題毎に次の期間を予定する。 ウ 作業関連疾患・生活習慣病における職業因子の寄与に関する疫学的研究 平成15年度～平成17年度 エ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス 平成17年度 (参考：平成19年度まで継続予定) キ 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究 平成16年度～平成17年度 (参考：平成18年度まで継続予定) ク 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 平成17年度 (参考：平成19年度まで継続予定) コ 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究 平成16年度～平成17年度 (参考：平成18年度まで継続予定) サ 高齢労働者の職業性ストレスに関する総合的研究 平成15年度～平成17年度 (ア、イ、オ、カ、ケ、シ及びビスは、平成17年度に実施しないため省略した。)</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 当該年度においては、中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち、以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>① プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究(重点研究領域特別研究)と競争的資金を獲得して行うプロジェクト研究を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。 イ 重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究 別紙1に示す6課題を実施する。 ロ 競争的資金による研究 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金による研究を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち、以下の調査研究業務を実施した。</p> <p>① プロジェクト研究 平成17年度計画に示された重点研究領域特別研究6課題及び競争的資金等によるプロジェクト研究15課題を実施した。 <添付資料2> これらの研究は、研究目的、平成17年度の実施事項・到達目標等を記載した研究計画書を作成の上実施した。 重点研究領域特別研究課題を以下に記すとともに、研究概要を添付する。 <添付資料10> 1)作業関連疾患・生活習慣病における職業因子の寄与に関する疫学的研究(平成15年度～平成17年度) 2)高齢労働者の職業性ストレスに関する総合的研究(平成15年度～平成17年度) 3)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究(平成16年度～平成18年度) 4)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究(平成16年度～平成18年度) 5)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス(平成17年度～平成19年度) 6)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理(平成17年度～平成19年度) 各重点研究領域特別研究課題に関する研究所外部評価委員会による評価結果及びそれに対する措置等を要約した資料を、平成17年度研究評価概要として添付する。 <添付資料11></p>

評価の視点	自己評価	S	評 定	A	(理由及び特記事項)
<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家が行う各プロジェクト研究課題毎の研究評価が適切に行われているか。 上記の研究評価結果を研究管理に適切に反映しているか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価委員による各重点研究領域特別研究課題の5段階評価を行った。 この評価結果に基づき次年度の研究費の配分額を200万円の範囲で増減させた。 行政ニーズ及び社会的ニーズを明示した研究計画書により評価を行った。 目標達成度を明記した研究報告書に基づき評価を実施した。 部の枠を越えた学際的なプロジェクトチームを編成し研究を実施した。 行政ニーズ対応例:平成16年度に「熱中症の発生防止に係る調査研究委員会」の委員としてプロジェクト研究の成果の一部を資料として提供し、その検討結果は平成17年度の厚生労働省労働基準局基安発第0729001号通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」に活用された。 				<ul style="list-style-type: none"> 研究費の配分など工夫しているが、国民的な課題になっている働き方の見直しに資する研究を求める。 優れたプロジェクト研究が進められている。3)を遺伝的個体差のレベルにどうつながるか、注目したい。 重点研究領域・特別研究については非常に安定的かつ効果的に進捗していることが認められる。なお、成果についての評価や普及等について一層密着度を期すことを期待する。 重点研究領域特別研究の位置づけが不明。 内部、外部評価結果を示してほしい。 ピアレビューのいる雑誌への投稿を増やす努力が必要である(研究内容の客観的評価を受けるため)。 行政ニーズ、社会ニーズを基にプロジェクト研究を実施し、行政、社会に貢献している。また、内部評価、外部評価委員会により適切な評価を行っている。プロジェクト研究は研究テーマ等により期間等について弾力的運営の必要はないのか。 ニーズを踏襲しつつ事前評価をし計画・修正している点、高年齢労働者、介護労働など時代のニーズも取り入れている点が評価できる。 サーベイランスシステムの充実を期待する。対象者の把握がポイントとなると考える。 評価に基づいた研究費の配分を行うなど工夫がされている。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(2) 基盤的研究</p> <p>将来生じ得る研究課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、研究基盤としての研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における職業性疾患、産業活動等の動向を踏まえつつ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(2) 基盤的研究</p> <p>研究所の学術水準を継続的に充実・向上させるため、科学技術の進歩、国内外における職業性疾患、労働環境の変化等の動向を踏まえつつ、中期目標に示された研究領域において、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2) 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>② 基盤的研究</p> <p>研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として、別紙2に示す62課題を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2) 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>② 基盤的研究</p> <p>研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究と将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究を62課題の基盤的研究として、選定理由、実施方針等を記載した研究計画書を作成の上実施した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料10></p> <p>内部・外部評価委員会に提出された各部長による基盤的研究課題の総括を平成17年度研究評価概要の中に付記した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料11></p> <p>研究成果と目標達成度を明記した研究報告書に基づき、各部長及び内部評価委員会による5段階評価を行い、評価結果を予算配分、実行計画に反映させた。</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究課題について適切な研究計画が作成されているか。 各研究課題が研究計画に従い適切に実施され、所期の研究成果が得られているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適宜行われているか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>自己評価</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズ、社会的ニーズを明記した研究計画書を作成している。 研究成果と目標達成度を明記した研究報告書に基づき、各部長及び内部評価委員会による5段階評価を行い、評価結果を予算配分、実行計画に反映させた。 部内進行管理を徹底し、計画の修正及び予算の見直し等による効率化を図った。 行政ニーズ対応例：厚生労働省が設置した「振動障害等の防止に係る作業管理のあり方検討会」の委員として、基盤的研究結果の一部を資料として提供した。 	<p>評価</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズへの対応はともかく、社会的ニーズへの対応は不十分である。 職員のたゆまぬ努力を評価したい。特に、石綿関連の分析は高く評価される。 プロジェクト研究と同様に研究評価をフィードバックされることを望む。 研究者数と比べ62課題が適切かどうか疑問。もう少しグループ研究なども取り入れ、課題の精査を要望する。 基盤的研究の位置づけを現状を踏まえたものとするべきである。 基盤的研究の評価が十分でない。外部評価を導入するのはどうか。 適切な進行管理の下で研究が遂行されている。 基盤的研究についても、内部評価委員会により評価を行い、適切な研究進行に努めている。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(3)職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(3)職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>ア 行政から要請を受けたとき、又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働者の健康障害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>③ 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>イ 労働者の健康障害の原因調査等の実施 行政から要請を受けたとき又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。</p> <p>ロ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>ハ 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等には、研究所災害調査実施要項に定められた手続きに従い、迅速、的確に対応する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>③ 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>イ 労働者の健康障害の原因調査等の実施 厚生労働省労働衛生課・化学物質対策課等行政の要請により6件の労働者の健康障害の原因調査等を実施した。また、がん原性物質5種の作業環境分析法の検討を実施し、「がん原性物質による健康障害防止指針」の策定に貢献した。 <添付資料12></p> <p>ロ 原因調査結果等の報告 イの結果を厚生労働省安全衛生部労働衛生課、化学物質対策課並びに所轄労働基準監督署に報告した。</p> <p>ハ 災害調査に対応するための体制の整備 研究所災害調査実施要項に従い、労働災害発生に対する迅速、的確な対応に努めた。</p>

評価の視点	自己評価	評価
<p>・労働者の健康障害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速、的確に実施しているか。</p> <p>・行政からの要請等に基づいて実施した労働者の健康障害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。</p> <p>・業務量の変動があった場合等に他の業務への影響があったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・平成17年度は合計6件の災害調査等を実施し、厚生労働省安全衛生部へ報告した。石綿関連の分析は、他の機関では実施できない高度な技術を要するものである。</p> <p>・「がん原性物質による健康障害防止指針」の策定に関して、厚生労働省化学物質対策課と使用実態を調査する等、行政施策に結びつく貢献を行った。</p> <p>・研究所災害調査実施要項に基づき、迅速、的確に調査できる体制を整えている。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・行政ニーズの調査には対応している。</p> <p>・行政ニーズに迅速・的確に調査体制と貢献を行っていること。</p> <p>・災害調査は行政ニーズの実践として非常に重要である。一層の成果を期待したい。</p> <p>・計画に沿った活動が実施された。</p> <p>・行政ニーズへの対応の努力は評価できる。</p> <p>・計画通りの実施状況と考えられる。</p> <p>・労働現場のニーズ及び行政ニーズに対応して調査・研究を実施し、成果をあげている。</p> <p>・石綿分析技術はこれまでの地道な蓄積があればこそその成果であり、研究所の担うべき役割として重要。さらに活用を図られたい。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4)労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4)労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ④ 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ④ 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を派遣するとともに、研究所の研究成果を提供した。例えば、①平成16年度に中災防が設置した「熱中症の発生防止に係る調査研究委員会」に委員を派遣し、資料を提供し、その検討結果は平成17年度の厚生労働省労働基準局基安発第0729001号通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」に活用された。②職員が座長を務める厚生労働省・環境省共催『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会』の報告書をもとに、平成18年2月9日『石綿による疾病の認定基準について』（基発第0209001号）が発出された。③政府が既に規制している化学物質について、GHSに基づく分類を行う作業に職員が協力した。 その他国内外の行政機関や学協会等に設置されたそれぞれ81、14の委員会（JIS委員会、化学物質に関するOECD委員会、労働衛生に関するISO委員会委員長等）に役職員を派遣し、積極的な貢献を行った。</p> <p style="text-align: right;">< 添付資料 13 ></p>

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> 行政等からの要請を踏まえ、国内外の基準制改定のための検討会議に必要に応じて参加し、研究成果を提供しているか。 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。 	<p style="text-align: center;">S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> WHO、ISO、OECD等の国際機関に設置された14の委員会へ役職員を派遣し、研究成果を国際基準の制改定等に反映させた。例えば、ISO/TC108/SC4（人体振動）の全身振動規格見直し特別委員会のISO本部の議長として参加し、労働衛生分野の全身振動の規格(Revision of ISO 2631-1)策定を進めている。 国内の行政機関や学協会等に設置された81の委員会等に役職員を派遣した。例えば、JIS B 7761-3（手腕系振動；第3部：測定方法及び評価に関する一般要求事項）の規格策定に委員長として参加し、規格を策定したほか、JIS T 8114（防振手袋）の規格策定委員会に委員長として参加し、ISO 10819をJIS規格に取り入れ国際整合性の取れる規格を策定した。 研究所の研究成果が、厚生労働省の通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」「石綿による疾病の認定基準について」の作成に利用された。 政府が既に規制している化学物質について、GHSに基づく分類を行う作業に職員が協力した。 	<p style="text-align: center;">S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 努力はしているが、アスベストについては過去の対応が十分だったのか、行政への助言は不十分だったのではないかと評価する。 研究成果が制改定に資していることを高く評価する。 実績から見て、国際・国内基準制改定については秀逸な成果が認められる。 活動の質・量ともに評価できる水準にあると判断する。 研究成果を国内外の基準制改定において数多く反映させていることは評価できる。 国内外で適切な基準制改定が進むことは、社会的にも意義が大きい。 WHO、ISO、OECD等国際機関の委員会に参加し、研究成果を国際基準の制改定等に反映している。また、国内の行政機関、学協会の委員会に参加し、規格策定に貢献している。 石綿の認定基準作成に研究所の地道な成果が貢献したことは評価できる。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5)労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5)労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請、又は研究所の判断に基づき、労働衛生に関する国内の科学技術情報、資料等の調査を行い、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ⑤労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 イ 国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請又は研究所が適切と判断したものについて調査を実施し、厚生労働省労働基準局安全衛生部に随時報告する。</p> <p>ロ 業務上の疾病事例の分析 業務上の疾病事例のデータベース化と分析を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ⑤労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 イ 国内外の科学技術情報、資料等の調査 国内外の労働災害等に関する情報を検討し、振動障害予防等について厚生労働省安全衛生部へ報告した。当研究所の研究成果及び国内外の労働災害等に関する情報を検討し、石綿による健康被害等について厚生労働省労働基準局安全衛生部並びに労災補償部に報告した。 ＜添付資料14＞</p> <p>ロ 業務上の疾病事例の分析 平成3年～9年の7年間に発生した約1万6千件の死亡災害のデータベースを活用して、高齢労働者の死亡災害発生リスク要因を解析した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・行政からの要請等に基づき、国内外の科学技術情報、資料等の調査を行うとともに、当該調査結果を適切に報告しているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・厚生労働省労働基準局安全衛生部、医薬食品局等からの要請により、産医研におけるこれまでのアスベスト研究成果の資料を提供した。 ・その他研究所の判断により、社会的関心を集めた石綿障害等、国内外の文献を調査解析し、その結果を安全衛生部に報告した。 ・第10次労働災害防止計画に関連して、厚生労働省安全衛生部労働衛生課と合同で振動障害に係る現場調査を実施し、その結果の一部を厚生労働省が設置した「振動障害等の防止に係る作業管理のあり方検討会」の資料として提供した。 ・研究所の判断により、振動に係るEU指令施行の影響調査を実施し、その結果を厚生労働省安全衛生部労働衛生課へ提出した。 ・政府が既に規制している化学物質について、GHSに基づく分類を行うための文献調査を行った。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・行政需要には応じているが、アスベストのような被害を防ぐための今後の取組姿勢が不十分。 ・情報収集としての資料調査と解析の報告により一層努力することを望む。 ・専門研究機関として行政ニーズに対して迅速な対応が図られている。 ・計画に沿って適切に行われている。 ・アスベストに関する研究所の姿勢が理解しにくい。行政に対する助言の部分が社会が研究所に期待している。 ・国内外の科学情報、資料等の調査を着実にやっている。 ・アスベスト問題に端的にみられるように、行政機関の下請的位置づけに終始するのではなく、積極的に行政機関への助言機能を果たしていくことが必要と思われる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 プロジェクト研究に関する研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し適切な研究業務を推進する観点から、外部の第三者による事前、中間又は事後評価を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 また、外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表 平成13年度に決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に沿い、平成14年度及び15年度に改訂した研究所評価規程に従って、外部評価を実施し、結果を公表する。</p> <p>① 外部評価の実施 第三者による外部評価委員会を、当該年度の第4四半期初めに開催し、重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究の計画、進展度、目標の達成度等について評価を行う。</p> <p>② 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表 平成14・15年度に改訂した研究所評価規程に従って外部評価委員会による研究課題評価を実施し、評価結果を公表した。 <添付資料3></p> <p>① 外部評価の実施 第三者による外部評価委員会を平成18年3月に開催し、重点研究領域特別研究の計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を行った。評価結果を各課題代表者へフィードバックして業務運営に反映させるとともに、委員の指摘事項に対する措置や対応等を報告書としてとりまとめる作業を行った。 <添付資料11></p> <p>② 外部評価の結果の公表 平成16年度の外部評価委員会の研究評価報告書を平成17年度に発行し、その要約版をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。 <添付資料15> 平成17年度の評価結果は受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表するために、結果の集計、編集等の準備作業を進めた。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A	
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究課題について、第三者（外部専門家）による事前、中間及び事後の評価が実施されるとともに、当該結果を研究管理・業務運営に適切に反映しているか。 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の指針に従って改定した規程に基づき、外部評価を実施した。その結果を予算措置・実行計画に反映させた。 プロジェクト研究(重点研究領域)6課題に対する外部評価を実施し、今年度初めて研究費配分額を200万円の範囲で増減した。 平成16年度の研究評価報告書を出版し、要約版をホームページで計画どおり公開した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究費の増減によるインセンティブに期待する。 外部評価の活用により流動的に計画へ反映させている。 計画どおり適切に外部評価が行われている。 有識者により外部評価が適切に行われたとともに、その評価結果は日常の研究活動に反映されている。 外部評価を実施し、その結果を予算、計画に反映させた。 		

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1)学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,000回以上及び400報以上とすること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1)学会発表等の促進 国内外で開催される学術集会等における研究院の発表及び「Industrial Health」誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための仕組みを構築することにより、学会発表及び論文発表を積極的に促進する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 学会発表等の促進 国内外の学術集会等における研究員の発表及び「Industrial Health」誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるため、研究所内部及び外部研究者の協力を得て若手研究員を支援するとともに、費用の効率的運用により、学術集会・研修等への職員の派遣を促進する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 学会発表等の促進 中期目標では5年間の期間中の学会発表及び論文発表の総数が、それぞれ1,000回（年平均200回）以上及び400報（同80報）以上と定められている。 平成17年の学会発表は208回と中期目標（年平均）を上回った。論文発表は182編（原著論文66編、原著論文に準ずる学会発表の出版物7編、総説論文36編、編著書32編、報告書41編）であり、中期目標を上回った。 原著論文の8割は英文の国際学術誌に掲載された。学会発表と論文発表の累積数も共に数値目標を上回った。なお、職員が学術団体の学会賞（2件）を受賞した。 WHOの依頼で、WHOブックレットの日本語版「職場における心理的ハラスメントーその認識を高めるためにー」を翻訳出版し、多数の書評で好評を博すと同時に、厚生労働省の指導によりこの出版物を記者発表し、世界的に増加傾向にあるこの問題について広く一般社会へ注意を喚起した。 <添付資料16></p>
<p>評価の視点</p> <p>・第2の1の(2)及び第3の3の仕組みを活用することにより、学会発表及び学術雑誌への論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質は高い水準に確保されているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文発表(182編)は、中期目標年平均値の2.3倍であった。 学会発表(208回)は、中期目標を上回った。 中期計画期間の累積数では、学会発表(1108回)、論文発表(691編)で、いずれも中期計画期間中の数値目標を上回った。 原著論文の約8割が英文国際学術誌に掲載された。 役職員が翻訳したWHOブックレットの日本語版「職場における心理的ハラスメントーその認識を高めるためにー」が出版され、多数の書評で好評を博した。 職員が学術団体の学会賞(2件)の表彰を受けた。 	<p>評価</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文数は期待以上だが、質や正確性の担保策も必要である。 論文発表が大幅に目標数値を上回っていること。 多忙な業務を適切に遂行しながらも、学会発表、論文執筆が質・量とも十分にある点は評価できる。 年度及び中期計画最終年度としての実績は高く評価できる。 中期計画の目標を大きく上回る成果を高く評価する。 論文発表は数値目標を大幅に上回った。高い研究ポテンシャルは高く評価できる。 着実に研究活動の活性化が進んでいることが評価できる。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (2)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (2)インターネット等による研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における研究成果については、原則としてその全数についてデータベース化した上で研究所ホームページにおいて公開することにより、より多くの国民が利用可能なものとするとともに、広く研究所の業務に関する意見を求める。</p> <p>イ 事業場における労働衛生の向上に資するため、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 ② インターネット等による研究成果情報の発信 イ 研究成果の公開 平成16年度における研究成果を全数データベース化し、平成17年6月を目途にホームページに公開し、多くの国民が利用可能なものとする。</p> <p>ロ 意見収集のための仕組み 国民からの研究所業務に関する意見収集を行うための仕組みについて、研究所ホームページや「産医研ニュース」等を活用して周知を図り、広く意見を求める。</p> <p>ハ 事業場における労働衛生の向上 研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行い、事業場における労働衛生の向上を目指す。希望する事業場に「産医研ニュース」を配布する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 ② インターネット等による研究成果情報の発信 イ 研究成果の公開 平成16年度の研究成果をデータベース化し、ホームページに公開するとともに、研究所年報に掲載した。研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年4回発行)の全論文や「産医研ニュース」(年2回発行)の全文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。研究所ホームページへの平成17年度のアクセス数は年間約127万件であった。(http://www.niih.go.jp/)</p> <p>ロ 意見収集のための仕組み 研究所のホームページに開設した窓口(アドレスは、info@niih.go.jp)、研究所の一般公開、シンポジウムの開催等を通して国民から研究所業務に対する意見収集を行った。またこの意見収集の仕組みの周知を図るため、産医研ニュース、年報等で広報した。</p> <p>ハ 事業場における労働衛生の向上 労働者、事業場の労働衛生担当者、事業者等、国民に広く労働衛生上の知見を提供するために技術解説等17編、その他の文献等31編を一般誌に寄稿した。例えば、(財)労働科学研究所発行の「労働の科学」誌での「疲労評価方法の充実による過重労働対策の推進」等。 また、新聞、テレビ等の取材に協力し、職員の研究を紹介した(61件)。例えば、読売新聞平成17年7月24日付け朝刊「アスベストの被害 Q&A」、神奈川新聞平成17年8月9日付け朝刊「防ごう熱中症」等。 希望する事業場へは産医研ニュースを配布する旨ホームページ等で広報した。 産業界への広報活動を推進するために産医研ニュース150部を日本経団連を經由して関連事業場に配布した。 <添付資料16></p>
<p>評価の視点</p> <p>・調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。 ・調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項) ・ホームページに前年度から引き続き年報、Industrial Health掲載論文、産医研ニュースを全文掲載した。共同利用案内及び有償貸与で利用可能な研究施設等一覧を掲載した。 ・労働科学研究所「労働の科学」誌での技術解説「疲労評価方法の充実による過重労働対策の推進」等48編を一般誌に寄稿し、成果の積極的な普及・活用に努めた。 ・研究所のホームページにて、一般のコンピュータ作業向けに、ドライアイや腰痛を予防するための自己学習ソフト「オフィスの作業改善プログラム：e-Learning Program」を公開している。 ・読売新聞、神奈川新聞その他一般誌等に石綿・ストレス・熱中症・睡眠等の研究が取り上げられた(61件)。 ・ホームページのアクセス件数は93万件から127万件に増加(対前年比37%増)</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・専門的な発信はしているが、一般誌へのわかりやすい発信がやや不十分である。 ・e-Learning Programの公開は高く評価できる。今後のこのプログラムのさらなる発展を望む。 ・オフィスの作業改善プログラム e-Learning Programの提供など、研究成果の一般普及に大きな成果を残した。 ・全般的には高く評価できるが、論文発表件数、学会発表件数に比して一般誌への寄稿件数が少ないように思われる。 ・e-Learning Programの成果を評価する。 ・専門家向けだけでなく、一般向けにも多くの情報発信を実現している点を評価する。 ・インターネット等による研究成果の情報発信を適切に行っている。社会からも高い関心を得ている。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 我が国の労働衛生研究機関の研究資源を有効に活用し、山積する労働衛生研究上の課題について効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するため、国内の労働衛生研究機関の協力を得て、最新の労働衛生に関する研究の状況を把握し、120機関以上の関係研究機関に必要な情報を提供すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 研究機関、大学、関係団体等の学識経験者・有識者の協力を得て、国内の最新の労働衛生研究の状況を把握するとともに、研究所刊行物等を通じて労働衛生研究機関に対し有用な情報を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ③ 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 イ 国内労働衛生研究の状況の把握 客員研究員との研究交流、産業医科大学や労働科学研究所との研究交流、及び労働衛生関連学会等を通じて、国内の最新の労働衛生研究状況を把握する。また、「労働衛生重点研究推進協議会」の活動としては、国内で実施中の研究課題の登録制度を充実させる。</p> <p>ロ 労働衛生関係研究機関への情報の提供 イで把握した我が国における研究の状況と課題に関する情報を労働衛生関係機関等へ提供する。 「Industrial Health」誌を年4回、また「産医研ニュース」を4月と10月にそれぞれ発行し、120以上の労働衛生関係研究機関等に情報を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ③ 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 イ 国内労働衛生研究の状況の把握 研究所が主宰する労働衛生重点研究推進協議会第5回公開シンポジウム「厚生労働科学研究費補助金研究事業より」を開催し、国内最先端の研究状況を把握した。また、「労働衛生重点研究推進協議会」の事務局活動として、労働衛生研究の現状をデータベース化する作業を継続し、国内で実施中の研究課題の登録内容を充実させた。さらに、我が国における研究の実態と課題に関する情報を労働衛生関係機関等へ提供するためのわかりやすいパンフレットを広範に配布した。また、国内の共同利用可能な研究施設設備の調査を継続した。その他、研究職員の労働衛生関連学会等への参加、客員研究員交流会、産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会等を通して、国内の労働衛生の研究状況を把握した。</p> <p>ロ 労働衛生研究機関への情報の提供 労働衛生重点研究推進協議会活動の成果を紹介したパンフレットを日本産業衛生学会（東京）、全国産業安全衛生大会（広島）、日本経団連等へ8,500部配布した。国際学術誌 Industrial Health（年4回）、産医研ニュース（年2回）、研究所年報をそれぞれ計画どおりに定期発行し、上記(4)③イ等により把握した国内外の労働衛生の最新情報を120以上の労働衛生関係研究機関等に提供した。 なお、平成17年の Industrial Health 誌の投稿論文数は128編で、平成14年(51編)、15年(83編)、16年(116編)に比べて顕著に増加している。掲載論文数は87編（欧米、アジア、日本、当研究所より各々35、14、33、9%）であった。また、最近4年間のインパクトファクターは0.48～0.74となっている（平成16年は0.55）。また研究所が主催したアジア労働衛生研究センター会議の成果を出版し、広く国内外に配布した。</p> <p><添付資料6、7、9、17> <添付資料18、19></p>

評価の視点	自己評価	評価
	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働衛生重点研究推進協議会」及び第5回同協議会シンポジウムを開催し、労働衛生の研究状況を把握するとともに、情報を提供した。 上記協議会の活動として、労働衛生研究の現状をデータベース化する作業を継続し、また、我が国における研究の実態と課題に関する情報を簡潔にまとめたパンフレット8,500部を全国産業安全衛生大会等で広く配布した。その結果、協議会のウェブページへのアクセス件数が、4月に1,800件であったものが、配布後の12月には2,500件に増加した。 同、国内の共同利用可能な研究施設設備の調査を引き続き実施するとともに、情報を提供した。 客員研究員交流会、産業医科大学との研究交流会等の研究発表会を開催し、研究状況を把握するとともに、情報を提供した。 国際学術誌 Industrial Health（年4号、うち2号はそれぞれ「振動障害予防」と「中小企業の労働衛生」の特集号）、産医研ニュース（年2号）を定期発行した。 平成17年の Industrial Health 誌の投稿論文数は欧米・アジア・日本・研究所・その他より128編、掲載論文数87編であった。 希望する事業場へは産医研ニュースを配布する旨ホームページ等で広報した。 	<p>S</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (4) 講演会等の開催 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を毎年度実施し、主要な調査研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (4) 講演会等の開催 研究成果の一般への普及を目的とした講演会を、産業界や職場における労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とし開催するとともに、一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果の紹介及び研究施設を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ④ 講演会等の開催 イ 講演会の開催 労働衛生研究の状況把握と今後の展望および研究成果の普及を目的に講演会等を開催する。</p> <p>ロ 研究所の一般公開 研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果及び研究施設を紹介する。</p> <p>ハ 見学希望者への対応 見学希望者の専門分野及び要望に応じて、柔軟に対応する。近隣の学校等に対して、団体での見学を積極的に受け入れていく旨の広報を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ④ 講演会等の開催 イ 講演会の開催 研究所が主催する労働衛生重点研究推進協議会第5回公開シンポジウム「厚生労働科学研究費補助金研究事業より」を平成17年11月に開催し、産学官等から約130名の参加を得た。シンポジウムでは、優先研究課題に関する厚生労働科学研究費による研究成果について9題の講演を行い、最新の研究状況に関する情報を提供した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料8> 国際研究交流情報センターの活動として米国、英国の研究者の講演からなる国際セミナーを2回開催した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料20> このほか、第13回日本産業ストレス学会、産業医学総合研究所人体振動勉強会、職業性ストレス研究会、体温研究会を、職員の主催により開催した。</p> <p>ロ 研究所の一般公開 研究所の一般公開を、科学技術週間に合わせて平成17年4月24日(日)に実施し、研究所の研究成果(「職場とストレス」「電磁場は体に悪いの?」)と題する講演計2題とポスター展示計9題をわかりやすく紹介し、併せて電子顕微鏡をはじめとする大型の研究施設を公開した。昨年度好評であった体験コーナーを拡充し、新たに防じんマスク体験、適切なパソコンの利用法等を実施した。</p> <p>一般公開にあたり、タウン誌や研究所ホームページ、市バスのちらしにより広報した。今年度は118名の参加があった。参加者は、近隣学校、地域住民、企業・公的機関等で、施設見学が好評だった。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料21> さらに次年度4月に開催する一般公開を企画した。</p> <p>ハ 見学希望者への対応 国際協力機構(JICA)国立保健医療科学院保健行政管理研修(29名)、同労働安全衛生政策セミナー研修(12名)、労働政策研究・研修機構労働大学校労働衛生専門官研修(27名)、東京女子医大産業保健実習(9名)、東京大学医学部の基礎配属実習(2名)等の見学を受け入れ、見学者の専門分野、要望等に応じて講義・講演・説明等を行った。</p> <p>団体での見学を随時積極的に受け入れており、授業における利用が可能な旨を近隣の小学校に対して広報した。</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所主催の一般向け講演会を毎年度開催しているか。 ・研究所の一般公開を毎年度実施しているか。 ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・参加者の満足度に関するアンケート調査を実施しているか。調査結果はどうか。 	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生重点研究推進協議会第5回シンポジウムを開催した。 ・国際研究交流情報センターの活動として国際セミナー等を開催した。 ・一般公開では、前年度並みの約120名の参加があった。 ・一般公開では、「職場とストレス」「電磁場は体に悪いの?」と題する一般向け講演計2題を午前と午後各1回行った。 ・一般公開では参加者にアンケートを行った結果、施設見学の好評価その他好意的な意見が多数寄せられた。 ・内外の専門家の見学・研修を幅広く受け入れ、講義・講演等を行った。 ・第13回日本産業ストレス学会、産業医学総合研究所人体振動勉強会、職業性ストレス研究会、体温研究会を、職員の主催により開催した。 	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、施設見学などを着実にやっている。 ・シンポジウムにおいて厚生労働科学研究費補助金研究事業を取り上げたことは秀逸なことであった。 ・計画に沿って適切に行われ、効果も妥当である。 ・一般向けの積極的な情報提供を行い、方法など工夫して、さらに推進されたい。 ・講演会の開催、国際セミナーの開催、研究所の一般公開等により成果の普及・活用に努めている ・一般公開の意義は大きい。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (5) 知的財産の活用促進 調査研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、特許流通データベース等を活用した積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (5) 知的財産権の活用促進 特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページ等の広報媒体への掲載を行うことにより、積極的な公表を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ⑤ 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、技術移転機関の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページ等の広報媒体に掲載するなどして、知的財産の活用促進を図る。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ⑤ 知的財産の活用促進 特許権の取得を積極的に進めるため、平成16年に改定した研究所の職務発明規程に基づき、新たに申請のあった職務発明は技術移転機関(TLO・ヒューマンサイエンス振興財団)を通じ申請することとしている。 平成17年度末における取扱状況は、特許査定2件、審査中5件(うち平成17年度出願1件)、流通データベース登録済1件であった。 なお、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録等、知的財産の活用促進を図っている。 <添付資料 22 ></p>

評価の視点	自己評定	A	評定	B
<ul style="list-style-type: none"> 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務発明規程では発明者の権利等に特段の配慮をして、特許取得を積極的に進めている。 平成17年度末における取扱状況は、特許査定2件(遠隔操作型粉塵除去装置、赤外分光分析用試料ホルダー及び赤外分光分析装置)、審査中5件(うち平成17年度出願1件)、流通データベース登録済1件であった。 			<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおりと評価する。 特許の取得はそこそこ進んでいる。 特許取得への努力をより一層望む。 研究成果を特許出願にまでつなげている点については評価できる。 研究所の立場は分かるが、成果を積極的に活用することを期待する。 知的財産の活用促進に困難な中で努力している。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進 労働衛生分野における我が国の中核的研究機関として、蓄積された知見に基づき、国内外の労働衛生分野の研究の振興に積極的に貢献すること。 (1)労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の研修受入れ及び研究所職員その他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1)労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、大学院生や他機関等に所属する研究員等を継続的に受け入れるための制度的基盤を整えるとともに、求めに応じて研究所職員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>① 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 イ 国内外の若手研究者等の育成 研修生、日本学術振興会特別研究員、日本学術振興会外国人特別研究員等の受入れを行う。 ロ 制度的基盤 連携大学院制度に関する所内規定を整備したことを受けて、引き続き実施を目指す。 ハ 他組織への支援 要請があれば、研究所職員による他の組織への適切な支援を随時行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>① 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 イ 国内外の若手研究者等の育成 平成17年度には、日本学術振興会特別研究員1名、大学等からの研修生9名を研究所に受け入れ、若手研究者の育成を図った。 また、若手研究員2名を海外の研究機関へ派遣し、研究能力の向上を図った。 ロ 制度的基盤 本年度は、初めて連携大学院制度が実現の方向に進んだ。即ち業務適任の担当者を得て神奈川工科大学、北里大学及び三重大学の責任者と連携大学院実施の同意が得られて客員教授、助教授等の所内公募を行った。神奈川工科大学とは次年度早々に正式な調印式を行うことになっている。 ハ 他組織への支援 他組織からの要請に基づき、厚生労働省労働衛生専門官研修の受け入れ、国際協力機構(JICA)のマレーシアへの技術協力(研修員受け入れ・派遣)、中央労働災害防止協会の化学物質管理者研修講師連絡会議・エルゴノミクス研修等への講師等の派遣、日本作業環境測定協会指定講習への講師・指導員の派遣、大学での講義・実習等を行った。 <添付資料13></p>
<p>評価の視点</p> <p>・国内外の若手研究者等を適切に受け入れるための制度的基盤を整備しているか。 ・外部からの求めに応じて研究所職員を派遣し、講演、技術指導、技術転移等の協力・支援を適切に実施しているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項) ・本年度は、初めて連携大学院制度が実現の方向に進んだ。即ち業務適任の担当者を得て神奈川工科大学、北里大学及び三重大学の責任者と連携大学院実施の同意が得られて客員教授、助教授等の所内公募を行った。神奈川工科大学とは次年度早々に正式な調印式を行うことになっている。 ・日本学術振興会特別研究員、研修生等10名の若手研究者を受け入れた。当研究所における研究成果に基づきそのうち1名に修士号が授与された。 ・国内外の公的研究機関や大学等に職員を派遣し、40件の協力・支援を行った。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・連携大学院の試みはさらに充実してほしい。 ・3大学との連携大学院の提携を評価したい。 ・連携大学院制度における若手研究者等の育成を積極的にされることを望むとともに、その成果に期待する。 ・積年の努力が実って3大学と連携大学院協定が得られたことで、国内外の若手研究者の育成にさらに飛躍が期待される。 ・連携大学院の進捗状況は喜ばしいことであるが、他の研究所とほぼ同等である。 ・連携大学の成果が必要。 ・連携大学院、他組織との交流による具体的な成果を期待する。 ・連携大学院実施に向けた成果を得るなど、国内外の関係機関等との協力を努めている。 ・連携大学院は研究所のリソースの共有・活性化として是非推進し、具体的成果につながることを期待する。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p> <p>国内外の労働衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の産業安全関係機関等との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p> <p>ア 流動研究員・客員研究員制度を有効に活用するとともに、大学等の研究者や客員研究員等との研究交流を促進する。</p> <p>イ 国内外の労働衛生関係研究機関との「研究協力協定」を締結すること等により、毎年度10人程度の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>ウ 上記ア及びイの研究交流や研究協力を実施することにより、共同研究の実施環境を整え、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とする。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5) 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>② 研究協力の促進</p> <p>イ 研究交流会等</p> <p>客員研究員との研究交流を進めるとともに、産業医科大学との研究交流会を開催する。</p> <p>ロ 国内外研究機関との研究協力協定</p> <p>研究協力協定を締結している米国、スウェーデン、韓国、マレーシアの国立研究所や、労働科学研究所との研究協力活動を推進する。</p> <p>ハ 共同研究の実施促進</p> <p>中期計画に従い、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とするために、上記イ及びロの研究交流や研究協力をとおして、共同研究の実施の促進を図る。</p> <p>ニ 諸外国との労働衛生技術協力の促進</p> <p>技術協力を推進するため、アジア諸国の国立労働衛生研究所等との交流を継続的に進める。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5) 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>② 研究協力の促進</p> <p>イ 研究交流会等</p> <p>(a) 「客員研究員交流会」を平成18年3月に開催した。メインテーマは「石綿問題—今後の課題と展望」と「新しい有機溶剤中毒の事例」であった。産医研1題、客員研究員3題の研究発表があった。</p> <p>(b) 「産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会」を平成18年2月に産医大において開催した。産医研から5題の発表、産医大から2題の講演があった。</p> <p>(c) 研究員が主催する活動として、「人体振動勉強会」、「職業性ストレス研究会」及び「体温研究会」を定期的に開催し、外部の研究者との交流を実施した。</p> <p>(d) 英国、米国の研究者の講演からなる国際セミナーを2回開催した。</p> <p>ロ 国内外研究機関との研究協力協定</p> <p>(a) 平成13年度に研究協力協定を締結した国外の研究所と下記の研究協力を実施した。</p> <p>(i) 米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)：職業性ストレス(第1回NIH/NIOSH長時間労働シンポジウムの開催等)、全身・手腕振動計測、作業環境中の有害金属分析法に関する研究協力を行った。</p> <p>(ii) スウェーデン国立労働生活研究所(NIWL)：「暑熱寒冷ストレス」に関する共同研究を継続するとともに、研究協力協定を更新し新たに「境界なき作業態様と心理社会的要因」「筋骨格系障害と心理社会的ストレス」の共同研究実施について協議した。</p> <p>(iii) 韓国産業安全保健研究院(OSHRI)：前年度までのダイオキシンに関する共同研究を終了し、新たな共同研究課題について検討した。</p> <p>(b) 平成14年度に研究協力協定を締結した財団法人労働科学研究所との日本学術振興会二国間交流事業共同研究・セミナー研究費による共同研究を実施した。</p> <p>(c) 中国疾病予防控制中心・職業衛生と中毒研究所と新たに研究協力協定締結に向けて準備を行った。</p> <p>ハ 共同研究の実施促進</p> <p>プロジェクト研究課題と基盤的研究課題において研究所外との共同研究が占める割合が平成17年度には約10%であった。</p> <p>ニ 諸外国との労働衛生技術協力の促進</p> <p>マレーシアと振動障害に関する共同研究を実施した。また、マレーシア国立労働安全衛生研究所に対し、JICAを通じ、X線回折に関する技術指導及び研修員の受け入れを実施した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料23></p>
<p>評価の視点</p> <p>・外部機関との研究交流を促進するとともに、外部機関との研究協力協定等の活用により、毎年度少なくとも10人程度の研究員の派遣・受入れ及び研究情報の相互提供を行っているか。</p> <p>・外部機関との共同研究を積極的に推進することにより、全研究課題に占める共同研究の割合が5%以上に達しているか。</p>	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・研究員が主催する活動として、「人体振動勉強会」、「職業性ストレス研究会」に加えて新たに「体温研究会」を定期的に開催し、外部の研究者との交流を促進した。また、米国・英国の研究者による講演からなる国際セミナーを2回開催した。</p> <p>・研究協力協定等に基づき米国 NIOSH と共同で第1回NIH/NIOSH 長時間労働シンポジウムを開催するとともに、スウェーデン NIWL との研究協力協定を更新し、新たに2課題の共同研究を開始した。</p> <p>・外部研究機関との研究交流を行い、のべ10名の派遣・受入れを行った。</p> <p>・プロジェクト研究課題では約40%を共同研究が占めた。</p> <p>・産業医・衛生管理者等との客員研究員交流会、産業医科大学との研究交流会を実施した。</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・研究協力、共同研究を含め着実に促進している。</p> <p>・プロジェクト研究における共同研究の占める割合が高いこと。</p> <p>・研究協力協定などに基づき、国内外の労働衛生関係機関との協力推進が顕著である。</p> <p>・海外研究機関との協力関係の締結は評価できる。</p> <p>・研究協力の推進を着実に進めている。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。(再掲)</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ③ 業務運営の効率化に伴う経費節減 【再掲】1の(1)の③のハ及びニ ハ 外部研究資金 関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等について積極的に応募する。(再掲)</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与、技術指導への対価及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保に努める。(再掲)</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ③ 業務運営の効率化に伴う経費節減 【再掲】1の(1)の③のハ及びニ ハ 外部研究資金 国及びその他の団体等からの競争的研究資金や受託研究等に積極的に応募した。平成17年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤 A、C、若手研究 B 及び特別研究員奨励費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金)、民間(受託研究)等からの合計15課題であった。(再掲)</p> <p><添付資料2, 4 ></p> <p>ニ 自己収入の確保 研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行い、平成16年度の3件に対し本年度は6件の施設等外部貸与(有償)を実施した。資産貸付体制整備を行い、資産貸付フローチャートを新たに作成し、貸付業務の効率化を図った。 また、公的機関等への専門家派遣等の技術協力によって自己収入を得た。さらに、過年度作成したパンフレット「パソコン利用のアクションチェックポイント」を有償配布した。(再掲)</p> <p><添付資料5 ></p>
<p>評価の視点</p> <p>・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取組みを積極的に行うことにより、自己収入の確保が適切に行われているか。 ・研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取組みを積極的に行うことにより、自己収入の確保が図られているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・競争的研究や受託研究等、研究所職員が代表者となって獲得した研究は合計15課題(4,962万円)であった。 ・技術指導、委員派遣等により約416万の自己収入を確保した。 ・研究成果を解説したパンフレットの有償頒布により、約21万の自己収入を確保した。 ・施設等の有償貸与の促進努力により、約31万円に自己収入が増加した。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・外部の研究費は減少したが、件数は増えているのか不明である。 ・外部研究資金や自己収入の確保に努力していることは理解できる。一層の成果を期待したい。 ・外部研究資金は総額が減少しており、計画の範囲内である。 ・外部研究資金の獲得等経費節減に努力している。 ・一定の努力・成果は認められるが、施設の有償貸与は設備の価値から考えるともっと増加の余地があると考ええる。 ・施設の有効利用については、稼働可能な時間を把握し、稼働率の向上を目指すことが望まれる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定められた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算については、別紙1のとおり。 2 収支計画については、別紙2のとおり。 3 資金計画については、別紙3のとおり。 	<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予算については別紙3 (省略) のとおり。 (2) 収支計画については別紙4 (省略) のとおり。 (3) 資金計画については別紙5 (省略) のとおり。 	<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>平成17年度予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。特に、研究内容、大型機器の使用状況等の予算上の重要事項については、重点的に管理した。</p>

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・ 予算、収支計画及び資金計画について、各我目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 ・ 運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	<p>自己評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標を達成するための予算を作成し、これに基づいて予算の範囲内で事業を実施した。また、予算の執行については、独法会計基準に則った適正な会計処理を行った。 ・ 人件費に関して計画と実績に差異があるのは、計画に予定されていなかった退職者が発生したこと、及び定年退職者の再任用の給与を抑制したこと等により人件費が削減されたことによるものである。 ・ 一般競争入札等の徹底により一般管理費に係る経費を削減することで、これを研究備品の購入に充てる等予算の範囲内で弾力的かつ効率的な予算執行をした。 	<p>評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職者の再任用は望ましい。 ・ 適切な予算執行であった。特に一般競争入札の徹底による節約によって研究備品の購入に充てるなど、弾力的な運用は評価できる。 ・ 適切に実施されている。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や若手育成型任期付任用についても配慮する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進により、人員の抑制を図る。</p> <p>(2)人員の指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の96%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数</p> <p>期初の常勤職員数 76名</p> <p>期末の常勤職員数見込み 73名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 3,488百万円</p>	<p>6 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、引き続き若手任期付研究員の採用に努める。</p> <p>② 人員の指標</p> <p>当年度初の常勤職員数 73名</p> <p>当年度末の常勤職員数の見込み 73名</p> <p>③ 当年度中の人件費総額見込み 657百万円</p>	<p>6 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>平成17年度当初に、若手研究者の育成と組織の活性化の観点から、オーストラリア国籍の研究員1名を採用した。引き続き公募により19名の応募者の中から、17年度中に専門性と緊急性が高い業務の推進が可能な専門家1名(国立大学教授)を採用した。さらにこの中から平成18年4月1日付で2名の若手任期付研究員を採用することを決定した。</p> <p>次年度の安全研究所との統合に向けての基本事項を両研究所の代表者が協議し、人事計画として当研究所からは研究企画調整部長、国際情報・労働衛生研究振興センター長、人間工学・リスク管理研究グループ首席、調査役等を任用する方針で人選を進め、内示した。同様に理事、部長、センター長、研究グループ部長等の職制と人選を進め、内示した。</p> <p>② 人員の指標</p> <p>当年度初の常勤職員数は72名、当年度末の常勤職員数は72名でそれぞれ年度計画より1名少なかった。この理由は、(1)平成16年度末に研究職員1名が突然国立大学教授として転出を申し出た。(2)平成17年6月に研究職員1名が希望退職した。(3)平成17年度末に2名の研究職員の退職が予定されていた。(4)これらの後任人事を効率的に実施するために1名を平成18年1月1日に採用し、2名は着任の都合により平成18年4月1日に採用することとした。</p> <p>③ 当年度中の人件費総額</p> <p>年度計画に沿った人員について、計画的な資金計画に基づき、適切に管理執行した。</p> <p>定年退職者の再任用の給与を抑制すること等により、人件費のコスト削減を果たした。</p>

評価の視点	自己評価	評 定	評 定	評 定
<p>・人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p> <p>・人件費の実績が予算を上回った場合にはその理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度当初に、10名の応募者の中から選んだオーストラリア国籍1名を若手任期付研究員として採用した。当研究員の1年間の原著論文数と研究所の国際活動への貢献度は抜群であり、年度末の内部評価委員会による個人評価で複数の項目で最高ランク(S評価)を得た研究職員の一人となった。 平成17年度中に、19名の応募者の中から、専門性と緊急性が高い業務の推進が可能な専門家1名(国立大学教授)を採用した。さらに、この中から、2名を18年度に若手任期付研究員として採用することを決定した。 人件費の実績は、予算を上回っていない。 中期計画期末には、常勤職員数目標を1名減で達成した。 	S	評 定	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学教授からの採用については、研究者の流動性確保の観点からも、少なくとも同水準の待遇を担保すべきである。 定年退職者の再任用によるコスト削減が評価できる。 人事面での効果的な採用が進んだことで、今後の活動を大いに期待したい。 研究所の活性化を意図した戦略的人事が何われ、かつその効果も大きいと認められる。 オーストラリア若手研究員の成果が研究所の研究推進にどのようなインパクトを与えたかが説明される必要がある。 新規職員の採用に努力し、成果を得た。 国際的な、また大学との人事交流は評価できる。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績														
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 施設・設備に関する計画 産業医学総合研究所の業務である「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="600 424 1048 727"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位：百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内通信システム改修</td> <td rowspan="10">1,692</td> <td rowspan="10">施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>ガス配管改修</td> </tr> <tr> <td>空調自動制御機器改修</td> </tr> <tr> <td>低圧電源回路改修</td> </tr> <tr> <td>路盤改修(舗装等)</td> </tr> <tr> <td>エレベーター・クレーン改修</td> </tr> <tr> <td>照明器具改修</td> </tr> <tr> <td>吸排気ファン改修</td> </tr> <tr> <td>ボイラー入替</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源	構内通信システム改修	1,692	施設整備費補助金	ガス配管改修	空調自動制御機器改修	低圧電源回路改修	路盤改修(舗装等)	エレベーター・クレーン改修	照明器具改修	吸排気ファン改修	ボイラー入替	<p>5 その他業務運営に関する事項 (2) 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣化の著しい熱源設備、給排気設備及びエレベーター設備について平成17年度中に改修工事を実施する。</p>	<p>5 その他業務運営に関する事項 (2) 施設・設備に関する計画 平成17年度計画どおり、経年劣化の著しい給排気設備、熱源設備、エレベーター設備について、当年度中に改修工事を実施した。エレベーター設備の改修に伴い、関連設備のバリアフリー化を進めた。 改修工事の実施にあたっては、国土交通省関東地方整備局の専門家と綿密な打合せを行い、効率的な工事実施計画を策定し、予定どおり工事を完了した。 また、当年度において専門家による耐震診断を行い、診断結果を受けて、次期中期計画に耐震工事を行うことを決定した。</p>
施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源															
構内通信システム改修	1,692	施設整備費補助金															
ガス配管改修																	
空調自動制御機器改修																	
低圧電源回路改修																	
路盤改修(舗装等)																	
エレベーター・クレーン改修																	
照明器具改修																	
吸排気ファン改修																	
ボイラー入替																	

評価の視点	自己評定	A	評定	B
<p>・施設・設備に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p>		<p>(理由及び特記事項) ・専門家による耐震診断を平成17年度に実施し、次期中期計画に耐震工事を盛り込むこととした。 ・平成17年度計画通り給排気設備、熱源設備、エレベーター設備の改修を行うとともに、新たに関連設備のバリアフリー化を進めた。</p>		<p>(理由及び特記事項) ・適切な業務の実施状況である。 ・バリアフリーかは時代の要請でありさらに進めるべきである。 ・施設・設備等が適切に更新されているが、通常範囲のものと評価できる。 ・計画に沿って実施されている。 ・独法自らの調査に基づく判断で耐震工事を計画し、完了年度を明確にする必要がある。さらにそれを基礎に予算獲得を目指すべきである。</p>